

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成27年7月23日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500050 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500030 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 17 年 6 月 30 日の標準賞与額を 10 万 8,000 円、平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額を 13 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 17 年 6 月 30 日及び同年 12 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 6 月 30 日及び同年 12 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 6 月 30 日
② 平成 17 年 12 月 16 日

年金事務所から連絡を受け、私の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A 事業所において勤務していた期間のうち、平成 17 年 6 月 30 日及び同年 12 月 16 日に支給された標準賞与額に係る記録が欠落していることが分かった。賞与は現金で支給されており、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額に係る記録をし、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所から提出された請求者に係る平成 17 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿、複数の同僚が所持する平成 17 年 6 月分及び同年 12 月分の賞与明細書等から判断すると、請求者は、請求期間①及び②において、同事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収簿等の資料により確認できる賞与額及び保険料控除額から、請求期間①を 10 万 8,000 円、請求期間②を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 17 年 6 月 30 日及び同年 12 月 16 日に支給した賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500005 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500031 号

第 1 結論

請求期間①については、訂正請求記録の対象者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 29 年 1 月 1 日から昭和 28 年 12 月 1 日に訂正し、昭和 28 年 12 月の標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

また、請求期間②については、訂正請求記録の対象者のA社C事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 34 年 9 月 1 日から昭和 34 年 7 月 1 日に訂正し、昭和 34 年 7 月及び同年 8 月の標準報酬月額を 1 万 8,000 円とすることが必要である。

さらに、請求期間③については、訂正請求記録の対象者のD社E事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 43 年 3 月 21 日から昭和 43 年 4 月 1 日に訂正し、昭和 43 年 3 月の標準報酬月額を 6 万円とすることが必要である。

請求期間①から③までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が被保険者に係る請求期間①から③までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 28 年 12 月 1 日から昭和 29 年 1 月 1 日まで
② 昭和 34 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

私の夫は、昭和 19 年 12 月から昭和 44 年 9 月までの期間において、A 社 (現在は F 社) の各事業所及び同社の関連事業所に継続して勤務していたにも関わらず、請求期間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落していることに納得できない。厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の被保険者記録及びA社B事業所に係る被保険者名簿により当該期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の回答から判断すると、訂正請求記録の対象者は、A社に継続して勤務し (A社から同社B事業所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが認められる。

なお、異動日については、前述の同僚の回答及び訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者台帳 (以下「旧台帳」という。) によると、A社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失

日欄には「昭和 28 年 12 月 1 日転勤」と記載されていることから、昭和 28 年 12 月 1 日とすることが妥当である。

また、請求期間①の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者の旧台帳における A 社 B 事業所に係る昭和 29 年 1 月の厚生年金保険の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

請求期間②について、雇用保険の被保険者記録及び A 社 C 事業所に係る被保険者名簿により当該期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の回答から判断すると、訂正請求記録の対象者は、A 社に継続して勤務し（A 社から同社 C 事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが認められる。

なお、異動日については、前述の複数の同僚は、A 社 C 事業所はへんぴなところにあつたことで、事務担当者が社会保険関係の届出をまとめて手続していたこと及び自身の転勤時期よりも遅れて厚生年金保険被保険者資格を取得している記録となっていることを陳述しており、訂正請求記録の対象者についても、同社 C 事業所が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日を誤って提出した可能性もうかがえることから、訂正請求記録の対象者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 34 年 7 月 1 日とすることが妥当である。

また、請求期間②の標準報酬月額については、A 社 C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における訂正請求記録の対象者の昭和 34 年 9 月の厚生年金保険記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、F 社の事業主は、請求期間①及び②について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間③について、雇用保険の被保険者記録、D 社に係る商業登記簿謄本における訂正請求記録の対象者の取締役としての就任期間、及び F 社が D 社と A 社は関連事業所である旨回答していることから判断すると、訂正請求記録の対象者は、昭和 43 年 4 月 1 日付けで D 社から A 社に異動し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが認められる。

また、請求期間③の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者の D 社 E 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和 43 年 3 月の厚生年金保険記録から、6 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D 社は既に解散しており、事業主からは、請求期間③に係る訂正請求記録の対象者の届出や保険料納付について、回答が得られない上、当時関係会社であったとする F 社の事業主は、当時の資料が無く、厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500068 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500016 号

第 1 結論

昭和 57 年 7 月から昭和 58 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 7 月から昭和 58 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 12 月から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、請求期間について、未納期間とされていることに納得できない。当時は、公民会の婦人会による毎月の集金により国民年金保険料を納付していた。確定申告書の控えを提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、A 町（現在は B 郡 C 町）の自宅を婦人会の集金人が毎月訪れ、集金により国民年金保険料を納付していたと陳述しているところ、B 郡 C 町は、A 町における国民年金保険料の収納方法等について、「A 町国民年金保険料納入奨励規則」を提出し、公民会毎に婦人会による納付組合が組織され、国民年金保険料の収納が行われていた旨回答している。

また、請求者が提出した昭和 57 年分及び昭和 58 年分の確定申告書の控えには、社会保険料控除の対象となる国民年金保険料額がそれぞれ記載されているところ、請求者は、当該額に請求期間の国民年金保険料が含まれているのではないかと陳述している。

一方、所得税の確定申告における社会保険料控除額の対象となる国民年金保険料は、各年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに納付された保険料の合計額となり、請求期間に係る国民年金保険料額が前述の申告書の控えに記載された国民年金保険料額に含まれるか否かを確認するためには、保険料納付済期間と記録されている期間のうち、納付日が昭和 57 年中（昭和 57 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日）及び昭和 58 年中（昭和 58 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日）である期間を特定する必要がある。

しかしながら、請求者に係る A 町の納付記録台帳からは、請求期間前後の保険料納付済期間の納付日を確認できないことから、請求者が国民年金保険料を毎月納付していたと陳述していることを踏まえ、昭和 57 年中及び昭和 58 年中において、請求期間を含む 1 年分の国民年金保険料が納付された場合の額を算出したところ、当該額よりも前述の確定申告書の控えに記載された国民年金保険料額が低いことから、当該確定申告書の控えをもって、請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを確認又は推認することができない。

また、前述の納付記録台帳によれば、請求期間は、未納を示す「未」と記録されている上、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。